

## 平成28年度 京丹波町国民健康保険事業特別会計当初予算の概要について

国民健康保険（国保）は、加入者に低所得者の方や高齢者が多く、保険税の負担能力が低い一方で、医療費が高い傾向があり、市町村国保は大変厳しい状況にあります。しかしながら、国保制度は、病気やけがをしたときに、安心して医療を受けることができるよう、お互いが助け合って医療費を負担し合う、最も身近な医療保険制度で、「国民皆保険」を支える最後の砦となっています。

現在、国における医療保険制度を取り巻く情勢につきましては、国保制度改革を柱とし、公費の拡充額を増やして財政基盤を強化する方針を打ち出すとともに、平成30年度以降、都道府県が財政運営責任を担い、市町村は引き続き保険料の賦課・徴収や保険給付などを実施することとなっております。京都府においても「京都府国民健康保険広域化等支援方針」に基づき、各市町村と広域化に関する協議を重ねています。

京丹波町では、このような国、府の動向に注視しながら、ジェネリック医薬品の利用促進などの医療費適正化対策や、特定健診をはじめとした保健事業の取組などを通じて、京丹波町国保の安定的な運営に努めていきます。

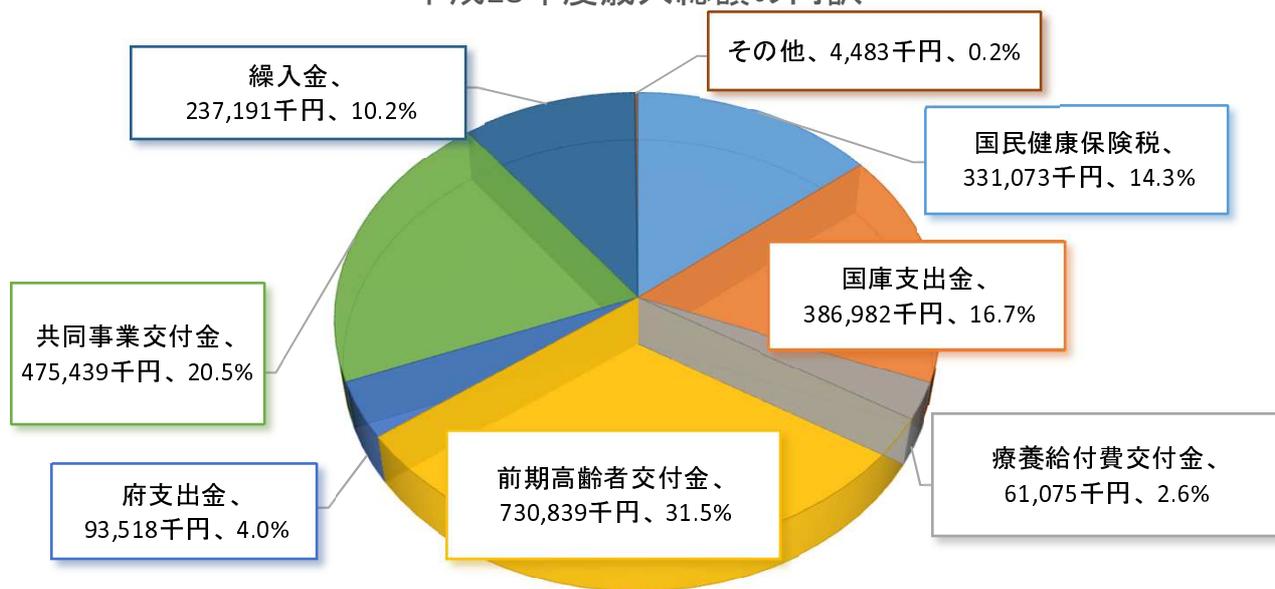
### 歳入の状況

平成28年度の京丹波町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億2,060万円とし、対前年度と比較しますと6,160万円増、比率にして2.7%増となっています。

歳入の主な増加要因としまして、前期高齢者（65歳以上74歳未満）加入率の全国平均を基準として、前期高齢者加入率が全保険者平均を上回る保険者に交付される前期高齢者交付金の大幅な増加や高額医療費の増加に伴う共同事業交付金の増加が要因として挙げられます。

自主財源である国民健康保険税は、平成21年度以降同じ保険税率を維持し算定を行っておりますが、平成28年度においては歳入総額の14.3%（平成27年度予算15.6%）の構成割合となっており、被保険者数の減少などにより大きく減少しています。その他の財源として、医療費等の給付実績などにより交付される国庫支出金、府支出金などで構成されていますが、平成28年度については一般会計繰入金、基金繰入金を増額し予算確保に努めています。

平成28年度歳入総額の内訳



(単位：千円、%)

区 分	平成28年度 当初予算	平成27年度 当初予算	増減額 (H28-H27)	増減率
01 国民健康保険税	331,073	351,937	△ 20,864	△ 5.9
02 使用料及び手数料	301	301	0	0.0
03 国庫支出金	386,982	424,970	△ 37,988	△ 8.9
04 療養給付費交付金	61,075	70,526	△ 9,451	△ 13.4
05 前期高齢者交付金	730,839	653,198	77,641	11.9
06 府支出金	93,518	91,737	1,781	1.9
07 共同事業交付金	475,439	454,872	20,567	4.5
08 財産収入	294	448	△ 154	△ 34.4
09 繰入金	237,191	207,244	29,947	14.5
10 繰越金	100	100	0	0.0
11 諸収入	3,788	3,667	121	3.3
合 計	2,320,600	2,259,000	61,600	2.7

**01 国民健康保険税**

【H28予算額 331,073千円 (H27予算額 351,937千円、対前年度 △20,864千円、△5.9%)】

国民健康保険税は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分からなっており、それぞれ下記のとおり見込んでいます。被保険者数の減少などから、前年度と比較して2,086万4千円の減収見込みとなっています。

**国民健康保険税予算額**

(単位：千円)

目	細 節	平成28年度 当初予算	平成27年度 当初予算	比較 (H28-H27)
一般被保険者 国民健康保険 税	医療給付費分現年課税分	220,703	227,223	△ 6,520
	後期高齢者支援金分現年課税分	58,157	59,832	△ 1,675
	介護納付金分現年課税分	20,132	21,277	△ 1,145
	医療給付費分滞納繰越分	11,000	14,000	△ 3,000
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,500	3,100	△ 600
	介護納付金分滞納繰越分	1,300	2,000	△ 700
	小 計	313,792	327,432	△ 13,640
退職被保険者 国民健康保険 税	医療給付費分現年課税分	11,113	15,763	△ 4,650
	後期高齢者支援金分現年課税分	2,882	4,087	△ 1,205
	介護納付金分現年課税分	2,586	3,755	△ 1,169
	医療給付費分滞納繰越分	500	700	△ 200
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	100	100	0
	介護納付金分滞納繰越分	100	100	0
小 計	17,281	24,505	△ 7,224	
合 計		331,073	351,937	△ 20,864

**02 使用料及び手数料**

【H28予算額 301千円 (H27予算額 301千円、対前年度 0千円、0.0%)】

○ 諸証明手数料	1千円	(H27	1千円)
○ 督促手数料	300千円	(H27	300千円)

### 03 国庫支出金

【H28予算額 386,982千円（H27予算額 424,970千円、対前年度 △37,988千円、△8.9%）】

○ 療養給付費等負担金 264,594千円 (H27 278,187千円)

療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用並びに老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用について、国が定率（32%）で負担（補助）するものです。

○ 高額医療費共同事業負担金 10,937千円 (H27 10,053千円)

高額医療費共同事業は、高額な医療費の発生による影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円以上の医療費を対象にし、市町村が一定割合で拠出金を出し合い、国及び都道府県の支援を受けて、高額な医療費が発生した市町村に交付金を交付する事業です。国の負担は、市町村国保の拠出金の1/4です。

○ 特定健康診査等負担金 2,982千円 (H27 2,621千円)

40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る費用の一部を国が負担するものです。

○ 財政調整交付金 108,469千円 (H27 134,109千円)

・ 普通調整交付金 85,964千円 (H27 116,953千円)

普通調整交付金は、市町村の間には医療供給体制の整備状況や産業構造等の相違によって医療費や所得に差異があり、このような市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付されるものです。具体的には、医療給付費等の必要額であります調整対象需要額から、標準的な保険税額の調整対象収入額が不足する市町村に交付されます。

・ 特別調整交付金 22,505千円 (H27 17,156千円)

特別調整交付金は、画一的な測定方法では措置できない特別な事情がある場合、例えば、震災・風水害・火災等によって保険税を減免した場合や、病院事業や直営診療所の施設整備やへき地運営費が交付金の対象となります。

### 04 療養給付費交付金

【H28予算額 61,075千円（H27予算額 70,526千円、対前年度 △9,451千円、△13.4%）】

○ 療養給付費交付金 61,075千円 (H27 70,526千円)

退職被保険者とその被扶養者の医療費については、退職費保険者等の保険税と被用者保険からの拠出金（療養給付費交付金）で賄われることになっています。療養給付費交付金は、退職被保険者等に係る医療給付に要する費用の額の合算額から退職被保険者等に係る保険税に相当する額の合算額を控除した額となります。

### 05 前期高齢者交付金

【H28予算額 730,839千円（H27予算額 653,198千円、対前年度 77,641千円増、11.9%増）】

○ 前期高齢者交付金 730,839千円 (H27 653,198千円)

65歳から74歳の前期高齢者の医療費について、国保と被用者保険で加入者割合が偏在していることから、保険者間で医療費負担の不均衡が生じます。この医療費負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて財政負担を調整する仕組みが平成20年度から導入されました。前期高齢者加入率の全国平均を基準として、前期高齢者加入率が全保険者平均を下回る保険者は前期高齢者納付金を納付することになり、前期高齢者加入率が全保険者平均を上回る保険者は、前期高齢者交付金が交付されることとなります。

## 06 府支出金

【H28予算額 93,518千円（H27予算額 91,737千円、対前年度 1,781千円増、1.9%増）】

○ 高額医療費共同事業負担金 10,937千円 (H27 10,053千円)

高額医療費共同事業は、高額な医療費の発生による影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円以上の医療費を対象にし、市町村が一定割合で拠出金を出し合い、国及び都道府県の支援を受けて、高額な医療費が発生した市町村に交付金を交付する事業です。府の負担は、市町村国保の拠出金の1/4です。

○ 特定健康診査等負担金 2,982千円 (H27 2,621千円)

40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る費用の一部を府が負担するものです。

○ 財政調整交付金 79,599千円 (H27 79,063千円)

市町村国保の財政を調整するため、都道府県が療養の給付費（一般被保険者分）に要する費用の9%を予算措置し、普通調整交付金及び特別調整交付金として市町村国保に交付するものです。

## 07 共同事業交付金

【H28予算額 475,439千円（H27予算額 454,872千円、対前年度 20,567千円増、4.5%増）】

○ 高額共同事業交付金 51,044千円 (H27 31,819千円)

高額な医療費が発生した市町村に国保連合会から交付される交付金でレセプト1件当たり80万円を超える医療費が対象で、80万円を超える部分の59/100が交付されます。

○ 保険財政共同安定化事業交付金 424,395千円 (H27 423,053千円)

平成26年度までは、レセプト1件当たり30万円を超える医療費が対象でしたが、平成27年度から1円以上の医療費が対象となり80万円までの部分（給付率を乗じた後の金額）の59/100が交付されます。

## 08 財産収入

【H28予算額 294千円（H27予算額 448千円、対前年度 △154千円、△34.4%）】

○ 利子及び配当金 294千円 (H27 448千円)

国保財政調整基金の利息収入を計上しています。

## 09 繰入金

【H28予算額 237,191千円（H27予算額 207,244千円、対前年度 29,947千円増、14.5%増）】

○ 一般会計繰入金 176,047千円 (H27 160,027千円)

・ 保険基盤安定繰入金 94,288千円 (H27 88,074千円)

国民健康保険の被保険者の保険税負担の緩和のため、保険税の軽減相当額を基準として政令に基づき算定する金額を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるものです。（負担割合：都道府県3/4、市町村1/4）また、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税の一定割合を公費で補填することで、低所得者を多く抱える市町村を支援する保険者支援制度が創設され、平成27年度以降恒久化されることとなっています。（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

・ 職員給与等繰入金 19,407千円 (H27 18,665千円)

国民健康保険事業の事務費に係る金額を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるものです。

・ 出産育児一時金等繰入金 5,600 千円 (H27 5,600 千円)

出産育児一時金（基本的に1子42万円）の2/3の金額を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるものです。

・ 財政安定化支援事業繰入金 21,000 千円 (H27 16,000 千円)

保険者の責に帰することができない特別の事情に基づくと考えられる要因（被保険者の応能割保険税負担能力が特に不足していること、病床数が特に多いこと及び高齢者が特に多いこと）に着目して繰入が認められるもので、この費用は国の財政措置が講じられています。

・ その他一般会計繰入金 35,752 千円 (H27 31,688 千円)

精神・結核医療付加金、健康管理センター事業、福祉医療波及分等（地方単独の福祉医療制度を施行している市町村の国保は、実施していない市町村よりも医療給付費が波及増加しているとみなされ、国の基準で波及増加と算定された医療費に対し国庫負担金などがカットされる仕組みになっています。）を一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れるものです。

○ 基金繰入金 61,144 千円 (H27 47,217 千円)

国民健康保険財政調整基金からの繰入金を計上しています。

## 10 繰越金

【H28予算額 100千円（H27予算額 100千円、対前年度 0千円、0.0%）】

○ 前年度繰越金 100 千円 (H27 100 千円)

前年度（平成27年度）国民健康保険事業特別会計からの繰越金を計上しています。

## 11 諸収入

【H28予算額 3,788千円（H27予算額 3,667千円、対前年度 121千円増、3.3%増）】

○ 延滞金、加算金及び過料 3,023 千円 (H27 3,053 千円)

国保税の収納に係る延滞金等を計上しています。

○ 雑入 765 千円 (H27 614 千円)

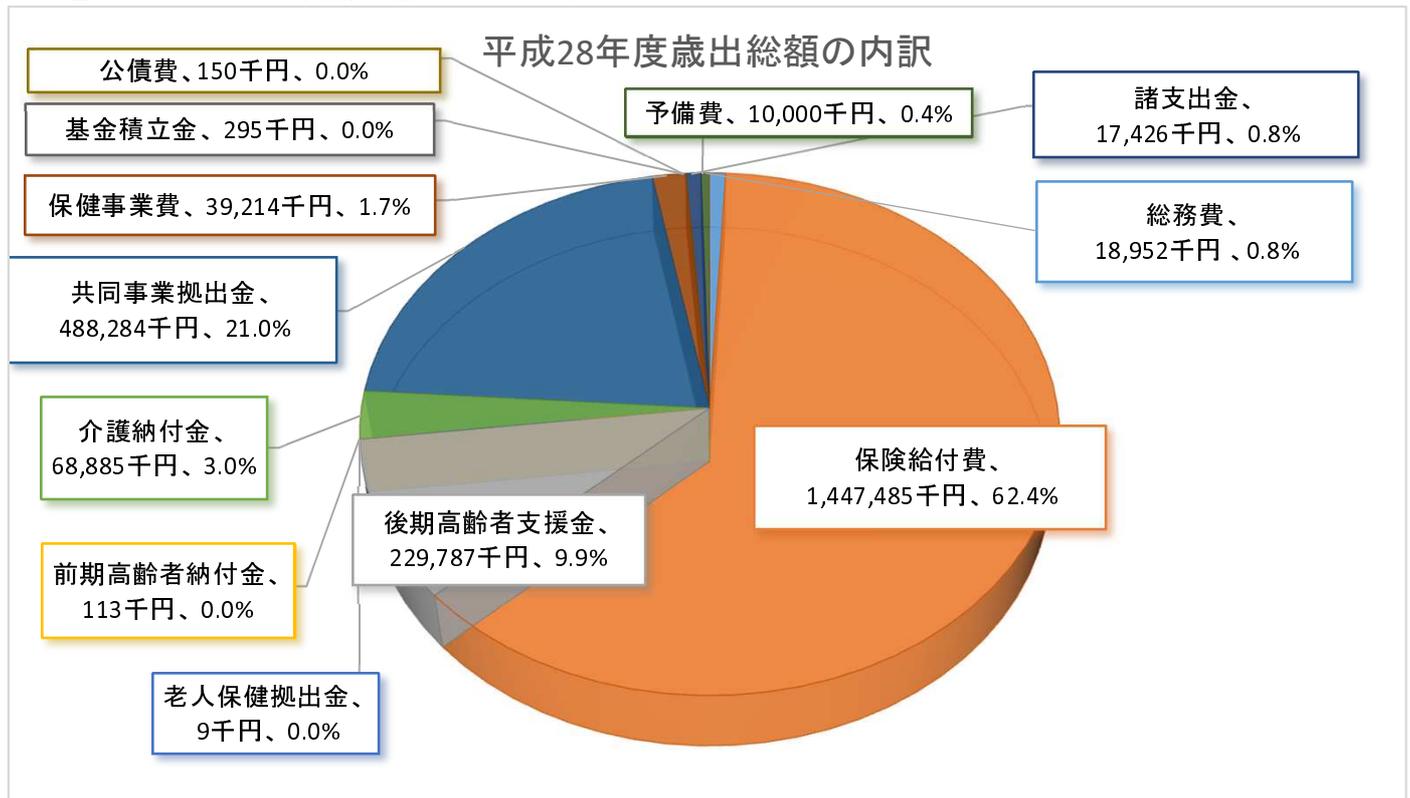
医療費の返納金、第三者納付金等を計上しています。

## 歳出の状況

歳出の主な増加要因としましては、都道府県内における市町村国保間での保険税の平準化及び財政の安定化を図るための共同事業拠出金につきまして、医療費の増加により拠出金が増加しています。

また、被保険者の医療費にあたる保険給付費につきまして、特に一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費が大幅に増加し、保険給付費全体で14億4,748万5千円、対前年度と比較しますと5,479万4千円と大幅に増加しています。

被保険者数は減少傾向となっておりますが、医療の高度化や入院医療費の増加により1人あたり医療の増加が進んでいることが要因と推測されます。



(単位：千円、%)

区分	平成28年度 当初予算	平成27年度 当初予算	増減額 (H28-H27)	増減率
01 総務費	18,952	18,300	652	3.6
02 保険給付費	1,447,485	1,392,691	54,794	3.9
03 後期高齢者支援金	229,787	249,762	△ 19,975	△ 8.0
04 前期高齢者納付金	113	135	△ 22	△ 16.3
05 老人保健拠出金	9	12	△ 3	△ 25.0
06 介護納付金	68,885	79,525	△ 10,640	△ 13.4
07 共同事業拠出金	488,284	458,611	29,673	6.5
08 保健事業費	39,214	38,010	1,204	3.2
09 基金積立金	295	449	△ 154	△ 34.3
10 公債費	150	150	0	0.0
11 諸支出金	17,426	11,355	6,071	53.5
12 予備費	10,000	10,000	0	0.0
合計	2,320,600	2,259,000	61,600	2.7

## 01 総務費

【H28予算額 18,952千円（H27予算額 18,300千円、対前年度 652千円増、3.6%増）】

○ 一般管理費	16,069 千円	(H27	15,688 千円)
国保事業を運営するための一般事務費や人件費を計上しています。			
○ 連合会負担金	766 千円	(H27	775 千円)
京都府国民健康保険団体連合会への負担金を計上しています。			
○ 賦課徴収費	1,659 千円	(H27	1,319 千円)
国保税の徴収事務費を計上しています。			
○ 運営協議会費	258 千円	(H27	268 千円)
国民健康保険運営協議会経費を計上しています。			
○ 趣旨普及費	200 千円	(H27	250 千円)
制度広報用パンフレット経費を計上しています。			

## 02 保険給付費

【H28予算額 1,447,485千円（H27予算額 1,392,691千円、対前年度 54,794千円増、3.9%増）】

保険給付費については、平成25、26年度の実績、平成27年度の10月診療分までの実績などを参考にし積算を行っています。一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費が増加傾向となっています。

(単位：千円)

項	目	平成28年度 当初予算	平成27年度 当初予算	比較 (H28-H27)
療養諸費	一般被保険者療養給付費	1,200,000	1,155,000	45,000
	退職被保険者等療養給付費	52,000	53,000	△ 1,000
	一般被保険者療養費	14,000	16,000	△ 2,000
	退職被保険者等療養費	800	900	△ 100
	審査支払手数料	3,380	3,380	0
高額療養費	一般被保険者高額療養費	156,000	143,000	13,000
	退職被保険者等高額療養費	9,000	9,000	0
	一般被保険者高額介護合算療養費	200	200	0
	退職被保険者等高額介護合算療養費	50	50	0
移送費	一般被保険者移送費	50	50	0
	退職被保険者等移送費	50	50	0
出産育児諸費	出産育児一時金	8,400	8,400	0
	支払手数料	5	5	0
葬祭諸費	葬祭費	1,250	1,250	0
精神・結核医療付加金	精神・結核医療付加金	2,300	2,406	△ 106
保険給付費合計		1,447,485	1,392,691	54,794

### ○ 療養給付費

保険者が被保険者に対して、保険医療機関や保険薬局を通じて療養を目的とした医療サービスを供給することです。

### ○ 療養費

被保険者が、やむを得ない理由により自費で療養を受けた場合、その療養に要した費用について後から保険者が支給するものです。

### ○ 高額療養費

被保険者が受けた療養の給付に係る一部負担金の額が一定の額を超えた場合、その超えた額について後から保険者が支給するものです。

### ○ 高額介護合算療養費

高額療養費等の支給を受けてもなお残る医療保険と介護保険の1年間の自己負担額の合算額が一定の額を超えた場合、その超えた額について保険者が支給するものです。

### ○ 移送費

病気やけがで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的・緊急的の必要があり、移送された場合、現金給付として支給するものです。

### ○ 出産育児一時金

被保険者及びその被扶養者が出産された時に、1子につき42万円を支給するものです。（産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合は40万4千円となります。）

### ○ 葬祭費

被保険者が死亡した場合、その葬祭を行う人に対し5万円を支給するものです。

### ○ 精神・結核医療付加金

障害者総合支援法による通院医療または感染症予防法適用の医療を受けた被保険者に、国保の保険給付額と京都府などの公費負担医療による給付額を控除した額（＝自己負担額：所得に応じて限度額設定あり）相当額を国保の付加給付として支給するものです。

## 03 後期高齢者支援金

【H28予算額 229,770千円（H27予算額 249,762千円、対前年度 △19,975千円、△8.0%）】

現役世代から後期高齢者医療への支援金ということで、健保や共済等を含め各保険者が4割分を拠出することとなっています。

○ 後期高齢者支援金	229,770 千円	(H27	249,745 千円)
○ 後期高齢者関係事務費拠出金	17 千円	(H27	17 千円)

#### 04 前期高齢者納付金

【H28予算額 113千円（H27予算額 135千円、対前年度 △22千円、△16.3%）】

65歳から74歳までの前期高齢者の医療費にかかる医療保険者間の財政調整で、保険者における前期高齢者の医療費の実績割合に応じて、納付する場合と、交付を受ける場合があります。本町の場合は、前期高齢者の占める割合が多いことから、「前期高齢者交付金」で受け取ることとなりますが、各保険者が拠出する額には上限が設けられており、その上限を超える分については、国保を含めて各保険者が負担し合うことになっています。

○ 前期高齢者納付金	96 千円	(H27	118 千円)
○ 前期高齢者関係事務費拠出金	17 千円	(H27	17 千円)

#### 05 老人保健拠出金

【H28予算額 9千円（H27予算額 12千円、対前年度 △3千円、△25.0%）】

後期高齢者医療制度の施行に伴い老人保健制度が廃止され、老人保健への拠出金が基本的にはなくなりますが、過年度の精算に係る経費を計上しています。

○ 老人保健事務費拠出金	9 千円	(H27	12 千円)
--------------	------	------	--------

#### 06 介護納付金

【H28予算額 68,885千円（H27予算額 79,525千円、対前年度 △10,640千円、△13.4%）】

65歳から74歳の介護保険第2号被保険者に係る保険税相当額を介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付するものです。

○ 介護納付金	68,885 千円	(H27	79,525 千円)
---------	-----------	------	------------

#### 07 共同事業拠出金

【H28予算額 488,284千円（H27予算額 458,611千円、対前年度 29,673千円増、6.5%増）】

都道府県内における市町村国保間での保険税の平準化及び財政の安定化を図るため、市町村国保の拠出による共同事業を実施するものです。

○ 高額医療費共同事業拠出金	43,750 千円	(H27	40,216 千円)
----------------	-----------	------	------------

1件80万円を超えるレセプトが算定対象となっています。

○ 保険財政共同安定化事業拠出金	444,461 千円	(H27	418,372 千円)
------------------	------------	------	-------------

平成26年度までは、レセプト1件当たり30万円超80万円以下の医療費に関して、一定の算定方法により拠出していましたが、平成27年度からは、1円以上80万円以下が算定対象となっています。

○ 高額医療費共同事業事務費拠出金	2 千円	(H27	2 千円)
-------------------	------	------	-------

○ 保険財政共同安定化事業事務費拠出金	70 千円	(H27	20 千円)
---------------------	-------	------	--------

○ その他共同事業事務費拠出金	1 千円	(H27	1 千円)
-----------------	------	------	-------

## 08 保健事業費

【H28予算額 39,214千円（H27予算額 38,010千円、対前年度 1,204千円増、3.2%増）】

- |  |           |      |            |
|--|-----------|------|------------|
| ○ 特定健康診査等事業費   | 18,817 千円 | (H27 | 18,804 千円) |
| 40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導を実施しています。  |           |      |            |
| ○ 疾病予防費  | 12,744 千円 | (H27 | 12,745 千円) |
| 人間ドック助成金や、被保険者に対して医療費通知やジェネリック差額通知を実施しています。また、保健福祉課で実施しています保健事業について、国保会計から一般会計へ繰出を実施しています。 |           |      |            |
| ○ 施設管理費  | 7,311 千円  | (H27 | 6,100 千円)  |
| 京丹波町健康管理センターに係る管理経費を計上しています。   |           |      |            |
| ○ 訪問指導事業費  | 102 千円    | (H27 | 121 千円)    |
| 保健師による訪問を実施し、生活に即した指導を実施しています。   |           |      |            |
| ○ スポーツ講座開催事業費  | 240 千円    | (H27 | 240 千円)    |
| インストラクターによる体操教室を実施しています。   |           |      |            |

## 09 基金積立金

【H28予算額 295千円（H27予算額 449千円、対前年度 △154千円、△34.3%）】

- |                   |        |      |         |
|-------------------|--------|------|---------|
| ○ 国民健康保険財政調整基金積立金 | 295 千円 | (H27 | 449 千円) |
|-------------------|--------|------|---------|

## 10 公債費

【H28予算額 150千円（H27予算額 150千円、対前年度 0千円、0.0%）】

- |                             |        |      |         |
|-----------------------------|--------|------|---------|
| ○ 一時借入金利子                   | 150 千円 | (H27 | 150 千円) |
| 一時借入金を実施した場合の利子相当額を計上しています。 |        |      |         |

## 11 諸支出金

【H28予算額 17,426千円（H27予算額 11,355千円、対前年度 6,071千円増、53.5%増）】

- |   |           |      |           |
|---|-----------|------|-----------|
| ○ 償還金、還付加算金及び延滞金                                | 2,393 千円  | (H27 | 2,376 千円) |
| 国民健康保険税を還付する必要がある場合の、還付金等を計上しています。              |           |      |           |
| ○ 繰出金   | 15,033 千円 | (H27 | 8,979 千円) |
| 国庫補助金（特別調整交付金）で受け入れた補助金を、京丹波町病院事業会計へ繰出を実施しています。 |           |      |           |

## 12 予備費

【H28予算額 10,000千円（H27予算額 10,000千円、対前年度 0千円、0.0%）】

- |   |           |      |            |
|---|-----------|------|------------|
| ○ 予備費   | 10,000 千円 | (H27 | 10,000 千円) |
| 予想外の医療費の支出や予算を超過した支出へ対応するために準備しておく費用を計上しています。 |           |      |            |